

第2回児童福祉審議会本委員会 委員からのご質問・ご意見

【ご質問】

項目 (議事番号)	質問内容	回答(所管課)
(1) 上半期の児童相談所の運営状況について	<p>従来、学校等区内関係機関からはまずは子ども家庭支援センターに通告や相談をすることが定着してきているのではないかと思います。そこから児童相談所への一元的な通告窓口への切り替えがスムーズに進んでいるのかどうかを伺いたいと思います。</p> <p>そのために工夫されたことがあれば合わせて伺いたいと思います。</p>	<p>(児童相談支援課、児童相談所)</p> <p>現在のところ、通告窓口を切り替えたことでの混乱についての報告やご意見は受けておりません。切り替えは、スムーズに進んだものと認識しております。</p> <p>通告窓口を切り替えるにあたっては、事前に要対協機関へ周知や説明を行いました。</p> <p>切り替え後に、小中学校を通してチラシ配布するなど、児童への直接の周知にも努めたところ、児童自身からの電話もありました。</p>
(1) 上半期の児童相談所の運営状況について	<p>夜間・休日の相談件数や相談内容、通告から通告受理、相談対応になった件数など業務体制や研修等について現状をお教えてください。</p> <p>また、夜間・休日に相談や通告をした区民に対する対応などについても伺いたいと思います。</p>	<p>(児童相談支援課、児童相談所)</p> <p>夜間・休日の相談・通告は、まず委託事業者が受けて緊急度が高いと判断できるものについては、当番の職員(係長)に連絡されます。連絡を受けた職員は、管理職と協議をし、緊急を要するものは、同じく当番で待機する児童福祉司等が安全確認を行います。場合によっては、警察に協力をお願いする場合があります。</p> <p>夜間・休日の相談・通告は、全体の約3分の1の件数です。</p> <p>なお、委託事業者内では月1回程度研修を実施し、相談員の質の向上に努めています。また、児童相談支援課では、委託事業者との定期的な連絡会等にて、相談対応時の留意点等について指導を行っています。</p> <p>今後に向けましては、通告窓口の対応について、その後の支援の検討の際にも確認し、必要に応じて指導するなど、窓口の対応の向上につなげていきたいと考えております。</p>
(3) 令和2年度における各部会の開催状況について	<p>近年、とくに保護者の意向に反する一時保護等の親子分離措置に対する批判が強まりつつある。今後、これらの苦情等が増える可能性があるところから、児相による措置については、「家庭養育優先原則」の</p>	<p>(児童相談支援課・措置部会)</p> <p>一時保護や施設入所の措置に対して訴えの提起や異議申し立てのある事案は、ほとんど措置部会にお諮りしている状況になっております。しかしながら、訴えの提起や異議申し立てに至らないまでも、児童福祉司の対応等に保護者が不</p>

	<p>と、丁寧な運用が求められる。</p> <p>措置部会では、児相の方針と保護者の意向が異なるケースについて意見具申や助言をしているが、同部会で審議するケース以外に、一時保護や施設入所等の措置に対する苦情ないし異議申立て、訴えの提起等がどの程度なされているか？ 世田谷区および東京都で把握されている件数およびケースの概要について、支障のない範囲でお示しいただきたい。</p>	<p>満を持ち、苦情などが寄せられることはありませんが、担当児童福祉司が児童相談所の方針や一時保護等の必要性を丁寧に説明し、ご理解をいただいております。今後も子どもの最善の利益を守る観点から、より丁寧な対応を行ってまいります。</p> <p>なお、東京都の件数につきましては把握しておりません。</p>
<p>(3) 令和 2 年度における各部会の開催状況について</p>	<p>2016 年の児童福祉法改正以降、里親委託措置が増加しているが、一方では、里子と里親との関係不調による委託措置解除も懸念される。「子どもの最善の利益」を図るマッチングをさらに充実するためには、これらの状況を把握・分析しておく必要がある。世田谷区および東京都において、施設入所措置解除および里親委託措置解除の件数およびその理由がどのような状況にあるか、お示しいただきたい。</p>	<p>(児童相談支援課・里親部会)</p> <p>4 月の開設以降 11 月末までに施設入所措置解除または里親委託措置解除となった件数は 22 件で、解除理由は主に家庭引き取りや児童の自立によるものとなっています。</p> <p>なお、いわゆる「関係不調」による委託措置解除は発生しておりません。今後ともこのような事態が生じないように、措置にあたっては十分な調整・確認に努めてまいります。</p> <p>また、東京都の件数につきましては把握しておりません。</p>
<p>(4) 指定障害児通所支援事業所の行政処分について</p>	<p>少ない人数ではあるが、ここを頼りにしていた親子の行方が心配です。行政の助言で次につながっていることを願います。同時にこのようなことが再起しないようなチェック機能と指導体制の構築が急務であると考えます。言うは易く行うは難しですが、ここまでになる前に指摘だけでなく共に改善するシステムの構築はできないものでしょうか。</p>	<p>(障害保健福祉課)</p> <p>区では、東京都や関係所管と連携した指導や合同研修等により、関係法令の周知や障害福祉施策の知識の普及などを行っていますが、障害児通所支援事業の質の向上や不正防止に向けては、個々の事業所の状況等に応じた対応が必要です。</p> <p>このため、指定時の面談や実地検査、巡回訪問などの機会をとらえ、事業所運営やサービス提供の状況を把握した上で、必要な指導・助言を行っています。また、保護者や事業所から寄せられる事故や苦情等の報告については、その都度、状況把握と事実確認を行い、適切な運営支援につなげております。今後も、効果的な事業者指導の方法や体制等について検討し、障害児通所支援事業の質の確保・向上に取り組んでまいります。</p>

【ご意見】

項目（議事番号）	ご意見
(1)上半期の児童相談所の運営状況について	2 3 区で初めての区立児童相談所の開設ということで、今後も是非、子どもにとって最善の養育環境の提供を目指して、他の区をリードしていくようなニーズに応じた体制が継続して構築されていくことを願っています。
(2)社会的養育推進計画の策定について	コラム 「子育て支援の市場化」という視点にはっとさせられました。明石さんの仰るように地域全体が子どもに関わる問題を「自分事」として捉えられるまちづくりは本当に重要だと思います。
(2)社会的養育推進計画の策定について	臨時部会に区民委員として参加させていただき、添付の答申案、世田谷区社会的養育推進計画ともに異議ございません。世田谷区ならではの先進的な内容も多く、区から国や都に働きかけるという姿勢も強く感じられる内容で、世田谷区の一区民としてとても心強く思いました。実行できたら素晴らしい社会的養育体制が期待できる計画だと思います。
(2)社会的養育推進計画の策定について	「世田谷区社会的養育推進計画（案）」を拝見いたしました。それぞれの委員の意見やパブリックコメントを盛り込んでいただき、親子再統合支援、代替養育、権利擁護、自立支援など多岐にわたりとてもバランスよく構成されていると感じました。 区の事務局の皆様のご苦勞が実を結んだ内容となっているように思います。 素晴らしい内容になった分、実践現場の児童相談所の方々のご苦勞もこれまで以上のものになるのではないかと案じられるところもございますが、一施設職員として子どもの最善の利益のために今後とも協働させていただければと思っております。
(2)社会的養育推進計画の策定について	資料 2 - の 2 ページ目にある 里親委託率の目標達成について、臨時部会における結論の「合理的な理由はなく」と断定するのは困難があると思われる。発達心理学では愛着形成には臨界期があり、乳幼児については早めに措置することが望ましい。その意味でなるべく速やかに里親委託がなされることが望ましいと言えよう。しかし、この理由でビジョンのように「5 年以内」と期間の設定をするのはあまりにも長すぎる。一方で、就学前の幼児になると自分の意見を持てるようになり、本人の意思を尊重して、当該児童の理解を得ながら進める必要が出てくる。しかしながら、これについても「7 年以内」と年限を切る根拠に発達心理の学説を当てるのは不適切である。学童期以降についても同様に年限を切る根拠にするのは不適切である。ということで、「合理的な理由はなく」というよりは「不適切である」とした方がよい。
(2)社会的養育推進計画の策定について	中学生から 30 歳代まで、施設・里親のもとで生活する時点から退所後までの一貫した支援について、細分化された行政の担当部局間の壁を越えてどのように一貫性を実現していくかが多くの自治体の課題になっていることを指摘し、区の今までの取り組みを紹介しつつ、区独自の一貫性確保の試みを充実させていくことを強調できると良い。

(3)令和 2 年度における各部会の開催状況について	身体的虐待のみならず、心理的虐待も多いことに驚きました。目に見えないからこそ、何が虐待なのかも分からない現状もあるのかと考えます。予防のための啓蒙がより一層大切かと思われ、計画の中により具体的に書かれていくことを望みます。
(4)指定障害児通所支援事業所の行政処分について	利用者が必要な支援をしっかりと受け続けられることを願います。